

## 品川区再犯防止推進委員会設置要綱

制定 令和5年4月25日 区長決定  
要綱第101号

### (設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づき、区における再犯防止推進計画の策定および実施に関し必要な事項について協議するため、品川区再犯防止推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) 「品川区再犯防止推進計画」の策定に関すること。
- (2) 前号の計画に掲げる施策の目標の進捗状況に関すること。
- (3) その他品川区再犯防止推進計画の取組に関すること。

### (組織)

第3条 推進委員会は、次に掲げる委員によって組織する。

- (1) 品川区保護司会の代表者
- (2) 地域関係団体の代表者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 地域振興部長
- (5) 再犯防止等対策に関する部局で課長の職にある者
- (6) その他推進委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長)

第5条 推進委員会に委員長を置き、委員長は地域振興部長をもって充てる。

- 2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代理する。

### (招集等)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、地域振興部地域活動課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、別に委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。